

第7回こどもデータ連携ガイドライン検討会

議事概要

- 日時 令和5年11月16日（木）11:00～12:30
- 場所 オンライン開催
- 出席者（50音順、敬称略）
 - 主査：新保幸男
 - 委員：西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子、李炯植
- 議題
 1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論
 - 1.1 「基本連携データ項目」の調査状況のご報告
 - 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告
 2. 実証団体における実施状況の中間報告
 3. 本会議における方針について
- 議事概要
 1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論
 - 1.1 「基本連携データ項目」の調査状況のご報告

「基本連携データ項目」について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

 - ・ 「基本連携データ項目」、「その他データ項目」については、非常に機微な情報を扱うため、各自治体のテーマを実施する上で必要な情報を精査する必要がある。また、データ自体を最小限に保つことに加え、利用方法を利用目的に合わせ、必要な範囲に絞ることが重要である。
 - ・ 各自治体で予防接種が未接種であれば、接種勧奨や受診の案内を実施しているが、接種情報の抽出が困難であるのは過去の情報の抽出が困難であるか、あるいは現時点での状況の抽出が困難であるのか明らかにする必要がある。また、未就学のこどもが学齢期になった段階でも、未就学の項目を使用し抽出を行うか、学齢期の項目を使用するかでこどもデータ連携の取組に影響を与える可能性があるため検討いただきたい。
 - 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告

「その他データ項目」について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 「望まない妊娠であったか」という文言は偏見を与えるリスクがあるため「ハイリスク妊婦」等に文言を修正すべきである。
- ・ 学力については学力の低さのみでなく、学力の急な変化等の論点が存在するため、記載方法について検討すべきである。
- ・ 「諸費滞納」について、取得困難であることを理由に掲載が見送られているが、地方公共団体が困難を抱えるこどもを早期発見するためには、取得すべき項目であると考ええる。
- ・ 諸費の管理は各地方公共団体で異なるため、データとして自治体が一括して取得することは困難な場合も多いと考えるが、学校諸費滞納の問題は、職員の働き方等の問題と関連があり、重要な論点であるため検討したい。
- ・ 「その他データ項目」を選定する際の留意点として、「差別的であると解釈される場合や、プライバシーを著しく侵害する懸念のあるデータ項目でないこと。」と定められているが、「その他データ項目」については全て差別やプライバシーを侵害する懸念があることから、「その他データ項目」に該当する情報が政策目的との関係で本当に必要であるか再度検討すべきである。また、個別のユースケースで機微な情報を使うことの有用性を様々な専門の観点から評価していただくことが重要であるが、こどものデータは非常に機微な情報であるため「その他データ項目」の活用には慎重な立場である。
- ・ ヤングケアラー支援について支援現場では積極的に取り組んでいることから、関連するデータの取得方法を検討いただくとともに、先進的な取組を実施している地方公共団体の例を追記いただきたい。

2. 実証団体における中間報告

実証団体における中間報告が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 支援だけではなくシステム運用により業務負担が増加したと、支援現場に近い担当者から伺っている。また、システム運用に関係する業務負担についても実証団体からの意見を頂戴している。システムを取り扱える人材がいたとしても、他の部署からデータを収集する必要があるため、業務負担を感じている担当者が多い。また、個人情報を取り扱うため、法的整理で課題を感じている自治体が多い。
- ・ 実証終了後、実証に参加された団体に対してアンケートを実施し、課題を明らかにした上で、対策を検討していただきたい。

3. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。